

令和8年4月改正

運 営 規 定

社会福祉法人うらら

小規模多機能型居宅介護 ここら

第1条（事業の目的）

この規程は、社会福祉法人うらが開設する「ここら」（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能居宅介護事業（以下「事業」という。）は、要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営む事ができるように適正なサービスを提供する事を目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の職員は、要介護者の様態や希望に応じて、出来る限りでの随時訪問サービス、通いサービス、宿泊サービスを組み合わせ、最もふさわしいサービスを提供する事により、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、北区、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

名称 社会福祉法人うらが
小規模多機能居宅介護事業所 ここら
所在地 東京都北区志茂3-45-17

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

- 1 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能居宅介護を提供する。

介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画の作成および関係機関等の連絡・調整に当たる。

介護従業者 通いのご利用者3名に対して1名、訪問職員1名、夜勤職員1名

介護従業者は、登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能居宅介護を提供するとともに事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能居宅介護を提供する。宿泊に対して、1人以上の夜勤及び宿直者になるオンコール体制を1名配置する。看護師は、登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

第5条（営業日及び営業時間等）

- 1 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日：年中無休

営業時間

サービスの提供基本時間

通いサービス 午前8時半から午後17時半

宿泊サービス 午後5時から午前9時まで

訪問サービス 24時間

第6条（登録定員及び定員）

登録定員 29名

通いサービス （1日あたり）18名

宿泊サービス （1日あたり）9名

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

志茂1丁目から5丁目、岩淵町、赤羽1丁目から2丁目

赤羽南1丁目から2丁目、神谷1丁目から3丁目

赤羽北1丁目から2丁目、赤羽台3丁目から4丁目

第8条（小規模多機能居宅介護計画書の作成）

- 1 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能居宅介護計画を作成する。
- 2 指定小規模多機能居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。
「利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮する。」
地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 3 小規模多機能居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む事ができるよう必要な援助を行う事とする。

- 4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど、登録者の居宅における生活を支える為に適切なサービスを提供する事とする。

第9条 (指定小規模多機能居宅介護の内容)

指定小規模多機能居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
- ② 宿泊サービス 事業所に宿泊して頂き、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
- ③ 訪問サービス 利用者の居宅に訪問において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

第10条 (指定小規模多機能居宅介護の利用料等の受領)

- 1 指定小規模多機能居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準額（別表）とする。
- 2 法定受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間との間に不合理な差額が生じないようにする。

但し、次に掲げる項目については、別表の利用料金表により費用を徴収する。

- ・食事代・おやつ代、・宿泊費
- ・利用者が負担する事が適当と認められる費用については、実費を徴収する。
- 3 第7条の通常の事業地域を越えて行う指定小規模多機能居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。

通常の事業地域：志茂1丁目から5丁目、神谷1丁目から3丁目、赤羽1丁目から赤羽2丁目、赤羽南1丁目から2丁目、岩淵町、赤羽北1丁目から2丁目、赤羽台3丁目から4丁目

第11条 (サービスにあたっての留意事項)

- 1 サービスの提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する必要がある事。
- 2 利用日当日に欠席をする場合には、当日午前8時半までに事業所に連絡をして頂く事。
- 3 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等がみられた場合、利用の中止をして頂く事がある事。

第 12 条（緊急時等における対応方法）

- 1 事業所の職員は、指定小規模多機能居宅介護の提供中に利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

第 13 条（事故発生時の対応）

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに北区、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当該事業所は、前項の損害賠償の為に損害賠償責任保険に加入する。

第 14 条（衛生管理等）

利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

第 15 条（苦情処理）

当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

第 16 条（非常災害対策）

- 1 指定小規模多機能居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。
- 2 非常災害に備え、年 2 回以上の避難訓練を行う。

第 17 条（業務継続計画の策定等）

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的な支援を実施するための、および、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、（事業継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第18条（運営推進会議）

- 1 当事業所の行う指定小規模多機能居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は、北区の担当者、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能居宅介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね、2ヶ月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聴く機会とする。

第19条（その他運営に関する留意事項）

- 1 当事業所は、職員の質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人うららと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第20条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または防止のための次の措置を講ずるものとする。
 - ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・虐待の防止に関する責任者を設ける
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者

を現に擁護する物) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを高齢者安心センター、区の高齢福祉課に通報するものとする。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

- ・利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉会協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行